四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

四　不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、目視等により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

四　不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視等、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、目視等により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる

四　第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料

五　第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁

六　［略］

七　第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置

八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

四　不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

五　不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。

六　［略］

七　鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、目視により検査する。

八　遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九　解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる